

アルバイトについての規定

最終改正 令和4年5月

生徒の本分は勉学に励むことにあります。

ただし、生計を助ける等の理由により、

アルバイトをする場合には、次のような決まりを守って行うこと。

- 1 アルバイトは保護者承認のうえ、学校に届け出てから行うこと。
- 2 アルバイトの終了時刻は遅くとも夜8時までとし、危険なもの・高校生にふさわしくないものは禁止する。
- 3 学校生活を営んでいくうえで、著しく悪影響をあたえると認められる場合は中止させる。
- 4 各定期考査1週間前から考査終了までアルバイトを禁止する。
- 5 1年生の夏休み以降許可する。